

個別避難計画の作成について

岐阜県危機管理部防災課

要 旨

- 令和3年の災害対策基本法改正により、災害時に自力避難が難しい避難行動要支援者などの「個別避難計画」について、市町村による作成が努力義務化されている
- 各市町村は、計画作成の優先度が高いと判断する者について、地域の実情を踏まえながら、概ね5年で個別避難計画が作成済となるよう取り組む必要がある

1 法の概要（災害対策基本法第49条の14、第49条の15）

（1）個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に記載のある名簿者ごとに、避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成が努力義務化

具体的には、自ら避難することが困難な方（要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等）のうち、ハザードマップ等で危険な区域に住む方や、独居または夫婦二人暮らしの方など、計画作成の優先度が高いと市町村が判断する方について、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画を作成

【個別避難計画の記載事項】

- | | | |
|--|---|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする理由 | } | 避難行動要支援者名簿記載事項 |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 避難支援等実施者 ⑧ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ⑨ 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項 | | |

(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画の情報について、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、地域の社会福祉協議会や医師会、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、自主防災組織、自治会、避難先の施設管理者等の避難支援等関係者に対して、事前の提供を促進する必要がある

2 現在の状況

(1) 計画作成状況

避難行動要支援者名簿に記載のある方のうち、名簿情報の提供同意が得られた方に対する作成状況
(R4. 8. 17 時点)

策定済	16	市町村	
一部策定	23	市町村	
未策定	3	市町村	(瑞穂市・本巢市・大野町)

(2) 課題

避難支援が必要であるものが作成対象者となるため、計画作成には、部局横断的な連携のほか、福祉専門職や福祉事業者、自治会など関係者の参画を得て、作成を進める必要がある

3 個別避難計画作成に向けた取組について

(1) 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

優先度が高い避難行動要支援者から、市町村が作成主体となった計画づくりに取り組みつつ、並行して、本人や家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくりの取組が必要である

(2) 庁内・庁外の関係者間の連携

計画作成を円滑に進めるため、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、庁外の福祉専門職、福祉事業者、民生委員、町内会・自治会、社会福祉協議会、障害者団体等の関係者との連携が必要である

(3) 福祉専門職の参画

介護支援専門員等は、介護保険サービス等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等を把握しており、ケアプラン作成等に合わせて計画作成を行うことが効果的であることから、福祉専門職の参画も得ながら取り組む必要がある